

育の経験が公式に認定される、などの特徴がある。

#### (e) 利用状況

OECDの2000年の報告では、高校の最後の2年間にいる学生の約10%がこの制度の適用を受けており、ほぼ毎日授業の半分の時間が職場での仕事に割り当てられたとされている。

#### c テックプレップ(Tech-Prep)<sup>(注8)</sup>

##### (a) 概要

中等教育の最後の2年間と準学士資格取得可能な高等教育機関における2年間の教育を結合させ、4年一貫教育として位置づける教育制度である。この特徴から「2+2」制度とも呼ばれる。なお、2+2のほかに4+2、3+2もある。

テックプレップの構想及びその名称は、1985年にParnellが著書の中で初めて提唱し、その後、職業教育と一般教育を統合する施策として90年パーキンス法(Carl D. Perkins Vocational and Technical Education Act of 1990)に規定され、優秀プログラムに対する特別補助金(Tech-Prep Demonstration Program Grants)が認められることにより全米的な制度として確立した。

##### (b) 根拠法令

パーキンス法(Carl D. Perkins Career and Technical Education Improvement Act of 2005)

##### (c) 管理運営主体

対象となる生徒の学業成績の向上、高校中退の予防及び中退者の再入学の促進、就労者不足が見られる職種に関する技能訓練の提供を積極的に進める組織であるテックプレップ推進組織(Tech-Prep consortium)

##### (d) 財源・予算規模

2004年度に連邦政府から州政府に対し、テックプレップのために支給された給付金は、1億700万ドル。

##### (e) 対象者及び適用要件

高校生。11学年(日本における高校2年生)から開始

し、14学年(日本における大学2年生)まで継続する。

#### (f) 具体的内容

テックプレップの提唱者であるParnellは、テックプレップが必要となる背景として、従来の職業教育が「教育を奪われた者達(educational have-nots)」を生む原動力になっている点について述べている。つまり、職業教育を履修した者については、高等教育機関へ進学しないと見なされがちであり、事実上そうなってしまっていたということである。職業教育により学生の専門性を十分に高め、今日求められる高度な技術者として育成するためには、13学年、14学年、あるいはそれ以上の期間をセットにして職業技術訓練をする必要があるという認識から本制度は出発している。

テックプレップでは、当該4年間で、エンジニアリング・工業・農業・保健・商業等の1領域以上の専門的職業教育科目の履修と、数学・自然科学・情報技術科目の計画的・継続的履修との双方を義務づけ、かつ、就労先の確保に向けた指導・援助を行い、終了後、学士取得のためのコースに編入する道も開かれている。

高校に続く高等教育機関の2年間を、登録養成訓練制度(Registered Apprenticeship)で代替することも可能だが、全米的な傾向としては、高校とコミュニティ・カレッジとの連携による運営が圧倒的に多い。また最近は、一部の4年制大学の参加も進んでいる。現在、全国の高校のうち、約47%(7,400校)がテックプレップコースを設けている。

#### (g) 利用状況

2002年会計年度において約153万人が利用。

### (2) 職業訓練

#### a 登録養成訓練制度(Registered Apprenticeship)<sup>(注9)</sup>

##### (a) 概要

職場での職業訓練(OJT)とそれに関連した職場外での教育を組み合わせた教育訓練を行うことにより専門職労働者及び熟練工を養成することを目指す養成訓練(Apprenticeship)制度である。事業主、労働組合あるいは、使用者団体の共同により実施される。

養成訓練プログラム(Apprenticeship program)の

質及び参加者の福利厚生の確保を図るために、連邦政府が一定の基準を定めプログラムの登録を行っていることから登録養成訓練制度(Registered Apprenticeship)と呼ばれる。

1937年に制定された全国養成訓練制度法(National Apprenticeship Act)に基づく、長い歴史と実績をもつ制度である。

#### (b) 根拠法令

全国養成訓練制度法(National Apprenticeship Act)

#### (c) 管理運営主体

養成訓練プログラム(Apprenticeship program)の提供は、事業主団体・労働組合団体の共同、個々の事業主、個々の事業主と事業主団体との共同など様々な形態で行われる。

一方、連邦政府の役割は、本制度普及のための情報提供、参加者の福利厚生の確保、訓練プログラムの質や平等な参加を保障するための訓練プログラムの基準策定・登録及び事業主へ技術的援助などである。

#### (d) 財源・予算規模

連邦政府の2005年歳出予算は、2,300万ドルであり、これとは別に州政府も予算を計上している。

ただし、資金は主に民間事業主及び団体から提供され、連邦政府及び州政府の援助は限定的なものとなっている。

#### (e) 対象者及び適用要件

16歳以上で各養成訓練プログラムの必要条件を満たす者。ただし、危険な業務については、18歳以上となっている。

#### (f) 具体的内容

養成訓練プログラム(Apprenticeship program)の基準は、連邦政府が定めており、養成訓練プログラム実施者は、その実施するプログラムを連邦又は州の政府に登録する。

登録された登録養成訓練プログラムを修了した者に

は、登録養成訓練制度修了者として、公的にその知識と技術の水準が認証されることとなる。

養成訓練プログラムの業種は、建設業、製造業、通信業、IT産業、小売業を含むサービス業、ヘルスケア産業、軍事産業、公共部門が多い。

参加者は各企業で指導を受けながら仕事を経験し(OJTの職種によるが、最低2,000時間実施されている)、その他の時間は、職種に関する教育を企業が設立した学校、公立の高校、コミュニティ・カレッジなどで受講する(年間144時間以上職業教育の時間を設けることを推奨している)。

OJTにおいては、企業で働きながら、監督者や同僚の熟練工から仕事に必要な技能についての指導を受ける。プログラムの期間は1~6年とされるが、職種によって異なり、平均すると3~4年程度である。参加者の賃金は訓練開始時でも連邦最低賃金を下回らないものとされ、訓練が進むにつれ増加させることとなっている。最終的には一人前の労働者の賃金の85~90%となる。

参加者は、プログラムを修了時には登録養成訓練制度修了者として、公的にその知識と技術の水準が認証されることとなる。

訓練費用のほぼすべては訓練を実施する事業主や事業主団体が負担する。

連邦、州政府は登録養成訓練に対して以下の責を負っている。

#### 〈表1-19〉 連邦・州政府の登録養成訓練に対する責務

- ① 基準に合ったプログラムの登録
- ② 訓練生の安全確保
- ③ 修了者への証書の発行
- ④ 新たなプログラムを開発するための支援
- ⑤ 全てのプログラムが質の高い訓練を実施することの保障
- ⑥ 全てのプログラムが能力の高い労働者を養成することの保障

養成訓練生となりたい者は、地元の職業安定機関、養成訓練局の地方事務所、または、希望する職業関連の事業主や組合などに申し込むこととなる。

#### (g) 利用状況

参加者は、高校生、高卒者、ジョブ・コア修了者、職業経験のあるものなどまちまちである。参加者の平均年齢